

京都市訓令甲第 19 号

事業所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

別表第2事業所の長の項第8号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第2次長（歴史資料館次長及び子育て支援総合センターこどもみらい館次長を除く。）、美術館事務局長、歴史資料館事務局長、副園長及び子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長の項中「及び子育て支援総合センターこどもみらい館次長」を「、子育て支援総合センターこどもみらい館次長及び南部クリーンセンター次長」に改め、同項第6号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第2事業所の庶務を担当する課長（市税事務所市民税室市民税第一課長、固定資産税室固定資産税第一課長、法人諸税室法人税務課長並びに納税室収納対策課長及び納税推進課長を含む。）、市税事務所軽自動車税事務所長、歴史資料館次長及び子育て支援総合センターこどもみらい館次長の項中「及び子育て支援総合センターこどもみらい館次長」を「、子育て支援総合センターこどもみらい館次長及び南部クリーンセンター次長」に改め、同項第7号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 物品の貸借の決定及び契約に関する事。

別表第2課長（衛生環境研究所の課長を除く。）、室の庶務を担当する課長（市税事務所納税室納税推進課長を含む。）、市税事務所軽自動車税事務所長、動物園生き物・学び・研究センター長及び子育て支援総合センターこどもみらい館次長の項中「及び子育て支援総合センターこどもみらい館次長」を「、子育て支援総合センターこどもみらい館次長及び南部クリーンセンター次長」に改める。

別表第2歴史資料館事務局長の項第6号中「ただし」の右に「、歴史資料の寄託の決定及び契約にあつては」を加える。

別表第2こころの健康増進センター所長の項を次のように改める。

(1) 障害者総合支援法による扶助費の支給決定に関する事。ただし、精神通院医療に関するものに限る。

こころの健康増進センター 所長	<p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項において「法」という。）第29条による入院措置、法第29条の4による入院措置の解除及び法第40条による仮退院の許可に関すること。</p> <p>(3) 法第30条第1項による入院に要する費用の支出決定に関すること。</p> <p>(4) 法第34条第1項及び第2項による移送に関すること。</p> <p>(5) 法第45条の2による精神障害者保健福祉手帳の返還命令に関すること。</p> <p>(6) 社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に対する審査支払手数料の支出決定に関すること。</p> <p>(7) 軽易な集会、行事、催物その他これらに類するものの開催の決定に関すること。</p>
--------------------	---

別表第3保健センター長の項第8号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第3課長及び医療衛生センター長の項第10号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表第3障害保健福祉推進室長の項の次に次の1項を加える。

企画・社会参加推進課長	<p>(1) 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定並びに支給認定の変更及び取消しに関すること。</p>
-------------	--

別表第4児童福祉センター長の項第8号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第4児童福祉センター総務課長及び第二児童福祉センター次長の項第7号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表第5事業所の長（東京事務所長、元離宮二条城事務所長及び桃陽病院長を除く。）の項第6号及び東京事務所の庶務を担当する次長の項第5号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

別表第5元離宮二条城事務所長の項第3号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第5元離宮二条城事務所総務課長の項第14号中「及び手数料」を「、手数料その

他諸収入」に改める。

別表第5桃陽病院長の項第3号中「1,000,000円」を「2,000,000円」に改める。

別表第5桃陽病院事務長の項第15号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)